

役員選出細則

(趣旨)

第1条 この細則は、衣川台自治会規約第26条の規定に基づき、第9条に定める役員の選出について必要な事項を定めるものとする。

(組長の選出順序)

第2条 組長の選出順序は次のとおりとする。

1. 組内世帯の中で、前回役員就任年度（役員経験がない場合は転入年度）のもっとも古い世帯が、次年度組長候補となる。
2. 前項に定める世帯が複数あった場合、役員未経験世帯を優先する。役員未経験世帯が複数あった場合は、転入日の古い世帯を優先する。また、役員経験世帯が複数あった場合は、役員経験回数の少ない世帯を優先する。
3. 前項に定める世帯が複数あった場合、抽選にて次年度組長候補を決定する。

(役員就任年度の判断基準)

第3条 第2条の役員就任年度は次のとおりとする。

1. 自治会規約第7条に定める役員に就任した年度とする。ただし、会計監査は除外するものとする。
2. 前項の役員は、特別役員を含むものとする。
3. 役員の脱会・事故等の事情により、年度途中で役員に就任した場合も役員就任年度に算定する。但し、再任は妨げない。

(組長就任辞退権)

第4条 組長の就任辞退権は次のとおりとする。

1. 75歳以上の世帯主である自治会員は、世帯主に代り組長候補となる世帯員がない場合、辞退の申し出を行うことができる。
2. 次年度組長候補から辞退の申し出があった場合、世帯構成員等の事情を聞き、組内自治会員および当年度三役で協議し辞退を認めるかどうか決定する。
3. 第1項以外の特殊な事情で辞退の申し出があった場合、組内自治会員および当年度三役で協議し辞退を認めるかどうか決定する。

(会長・副会長・会計就任辞退権)

第5条 会長・副会長・会計（以下、三役という）の就任辞退権は次のとおりとする。

1. 次年度三役候補の選出方法が、幹事（組長）の互選となった場合、特別な事情があり三役の任務を遂行出来ない場合、辞退の申し出を行うことができる。
2. 辞退の申し出があった場合、当年度三役で協議し辞退を認めるかどうかを決定する。

付則 この細則は、平成17年12月4日から施行する。

役員選出細則 Q&A

Q1、どうして組長選出まで自治会規約で定めたのですか？

A1、18年からの新組は、全組が分割・一部併合されています。そのため、従来の組毎に別々のルールで運用されていたため、新組長を選出するルールを自治会が提示しないと収拾がつかなくなるためです。

Q2、どうして1回も組長を経験していない世帯があるのに先に周ってくるのですか？

A2、役員を経験した・しないで決めるのではなく、住んでいる期間も考慮しました。衣川台での居住期間の中で役員経験から一番長くブランクがある人が組長になるように考慮しました。
下の例で説明すると役員経験のないEさん・Fさんがおられますが、Eさん・Fさんの衣川台居住期間よりもAさんの役員ブランク期間の方が長いためAさんが組長となります。
次年度はBさんとEさんの役員就任年度と転入年度が同じですが、役員経験回数が少ないEさんが先に組長となります。

	4年前	3年前	2年前	昨年	今年
Aさん	役員	←		→	
Bさん		役員	←	→	
Cさん			役員	←	→
Dさん				役員	
Eさん		転入		→	
Fさん			転入	←	→

Q3、自治会を脱会した場合どうなるのですか？

A3、自治会加入年月ではなく、転入年月を基準にしていますので自治会を脱会されて再入会されてもブランク期間は途切れません。逆に前回自治会加入期間中の役員経験も生かされます。

Q4、転出して再転入した場合どうなるのですか？

A4、転入年月を基準にしていますので、衣川台から転出されて再転入された場合は新しい転入年月が基準となります。但し、建替えのため短期に衣川台を離れて戻ってくる場合は除外します。又、1年未満の短期の転勤も同様に除外します。

Q5、セカンドハウスなので住民票を移していないのですがどうなりますか？

A5、セカンドハウスの場合は、住民票の転入年月はありませんが、実質上の居住開始年月を基準にします。

Q6、組長辞退権で辞退した場合、順番はどうなるのですか？

A6、組長を辞退した場合でも前回役員経験や転入年月が変わるわけではないため、順番が後ろになる訳ではありません。翌年度も組長依頼がありますが、世帯構成員など辞退の状況に変化がなければ、再び辞退を申し出て頂くことになります。